

日本代表選手行動規範

(目的)

第1条 本規範は、一般財団法人全日本野球協会(以下「BFJ」という)が指定した日本代表及び強化選手(以下「代表選手」という)等が、代表選手として国際試合、強化合宿、行事等に参加する際、代表選手としての誇りと自覚をもって行動し、野球競技の更なる普及及び振興を図り、もって児童や青少年の健全な育成及び国民の心身の健全な発達に寄与し、豊かな人間性を涵養し、更に国際友好親善に貢献することを実現する具体的な指針として、以下のとおり、行動規範を制定する。

(一般規範)

第2条

- 1 BFJが指定した代表選手及びチーム監督、コーチ、マネージャー、トレーナー、審判員等(以下「代表選手及び代表スタッフ」という。)は、日々の行動において善良な市民として社会のモラル、法令やBFJ諸規定等のルールを遵守することはもちろんのこと、一人ひとりが野球を愛する競技者として、社会的良識と品位ある行動をとる。
- 2 代表選手及び代表スタッフは、日ごろからスポーツ・インテグリティ(誠実性・健全性・高潔性)を高め、健全に成長し、共生することを責務とする。

(競技者としての規範)

第3条

- 1 代表選手及び代表スタッフは、スポーツマンシップに則った行動、発言を心がける。相手チームの選手及びスタッフ、審判や関係者に敬意をはらい、ルールを尊重して、最高のパフォーマンスを発揮できるようベストを尽くす。
- 2 代表選手及び代表スタッフが試合や行事に参加する際は、選手団の団長や監督が定める規律・時間(集合時間、帰舎時間等)を遵守し、指定されたルール(身だしなみ、ユニフォーム等)を厳守する。

(地域社会に対する行動規範)

第4条

- 1 代表選手及び代表スタッフは、日本国内の地域社会との協調を図り、野球競技を通じてその発展に貢献できるよう努める。
- 2 代表選手及び代表スタッフは、受動喫煙の防止等、環境問題に配慮して行動する。

(国際社会における行動規範)

第5条 代表選手及び代表スタッフは、海外の文化、慣習、法令等を尊重し、国際社会におけるルール・マナーに則った行動に努める。

(反社会的勢力等に対峙する行動規範)

第6条

- 1 代表選手及び代表スタッフは、いかなる場合においても、反社会的勢力と一切関係を持たない。
- 2 代表選手及び代表スタッフは、ドーピング、薬物の濫用、暴力や犯罪、差別等、野球の健全な発展を妨げる行為は一切行わない。

(違反者への対応)

第7条 本規範に対する違反が発覚したときは、BFJが規定する懲罰規定に則り、BFJ理事会において審議し、代表あるいは強化指定の解除、日本代表の剥奪及びコーチ資格の停止を含め、当該違反者に対する処分等の決定を行う。

(変更)

第8条 この規範は、BFJ理事会の決議により変更することができる。

附則

この規範は、2019年4月1日から施行する。